

## 平成28年度第1回知立市総合教育会議議事録

審 議 日 時	平成28年5月26日（木）13：15～14：52			
審 議 場 所	知立市役所 現業棟 第9会議室			
出 席 者	市 長	教 育 長	竹内委員	宇納委員
	太田委員			
事 務 局	企画部長 教育部長 企画政策課長 教育庶務課長 学校教育課長 子ども課長 政策担当 教育庶務担当 学校教育担当 児童家庭担当			
議 題 1	放課後児童施策のあり方について ・放課後児童クラブ有料化のスケジュールについて ・放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の現状について			
議 題 2				
司会	定刻となりましたので、只今より平成28年度第1回総合教育会議を開催します。 私は本日の進行を務めさせていただきます、企画部長の山口と申します。よろしく お願いいたします。 本日の議題は「放課後児童施策のあり方」についてです。 はじめに、資料の確認をさせていただきたいと思います。事前に送付させていただきました 次第、資料1・2・3と本日配付させていただきました知立市放課後子ども 教室利用のしおりはお手元にございますでしょうか。 それでは、議事の取り回しは知立市総合教育会議設置要綱第4条第1項において、市 長が議長となり、議事を総理するとありますので、市長にお願いいたします。よろしくお願 いします。			
議長（市長）	次第に沿って、議事を進めたいと思います。 本日の議題「放課後児童クラブ有料化のスケジュール」と「放課後児童クラブおよ び放課後子ども教室の現状」については関連性がありますので、一括議題として進め させていただきます。それでは担当課より説明をしてください。			
子ども課担当	市の施策として放課後児童健全育成事業いわゆる放課後児童クラブ（学童保 育）、教育委員会の事業として放課後子ども教室を実施しています。放課後児童 クラブについては、県内で唯一、無料で利用をしていただいておりますが、平 成29年度より育成料として利用料を徴収させていただくというように制度変 更をさせていただきます。それにあたって現在利用されている保護者の方々に周 知を進めていかなければなりませんので、その周知スケジュールを配付させてい いただきました。 また、双方無料で実施しておりました放課後児童クラブと放課後子ども教室で すが、放課後児童クラブを有料化いたしますので、その影響が放課後子ども教室 に出るであろうということで調整会議を実施いたしました。その際の議事録も配			

子ども課担当

布させていただきます。

資料1については、放課後児童クラブと放課後子ども教室の概要を記載させていただいた資料になります。放課後児童クラブについては平成29年度から制度変更をさせていただきますので、現行の制度と平成29年度以降の部分で分けて記載しております。

それでは、詳細を説明させていただきます。

まず、放課後児童クラブの趣旨についてですが、共働き家庭など放課後に留守家庭となる児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えるというものになっております。放課後子ども教室については、全ての子どもを対象として、放課後の子どもの安全で安心な居場所づくりというものになっております。

大きな違いはご家庭が留守家庭になるかどうかという点です。

続いて、法的根拠についてですが、放課後児童クラブは児童福祉法を根拠としている事業であり、一方放課後子ども教室については法的な根拠というものではなく、国の通知により市町村が実施要綱を作成し実施しているものとなります。

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学1年～4年の児童を対象としておりますが、平成29年度以降につきましてはこの対象を拡充し、6年生までの児童を対象にしたいと考えております。

また、家庭内に支援できる人がいる場合は対象とならないとしておりましたが、こちらは撤廃する予定です。

放課後子ども教室については、参加を希望する1年生から6年生を対象としております。

実施施設についてですが、放課後児童クラブは、児童センター併設施設4施設と専用クラブ室3施設の計7施設で実施しておりますが、平成29年度以降、花山児童クラブについては、知立小学校南棟2階プレイルームを借用し、実施していくこととなっております。

放課後子ども教室については、全学校実施しており、学校敷地内で行っているというものになっております。

続いて利用時間についてですが、こちらは平成29年度以降についても変更はございません。

利用料につきまして、放課後児童クラブは、利用料をこれまで無料としておりましたが、平成29年度以降は育成料を徴収するよう変更させていただきます。

金額は通年利用の場合、児童1人につき月額5,000円。ただし、こちらは多子軽減制度を設けさせていただく予定となっており、同一世帯において通年利用に係る育成児童が2人以上いる場合は、最年長者の育成料を5,000円として、その他の児童の育成料を2,500円といたします。

長期のみの利用（学校休業日および土曜日）の利用料は、前期（4月～9月）は10,000円、後期（10月～3月）は5,000円と定めております。

続いて、利用の申込みについてですが、放課後児童クラブの現行制度では12月1日号広報ちりゅうにて周知をし、利用申込用紙の配付を12月中旬から12月下旬まで、申込受付を1月中旬から1月下旬まで受けております。平成29年

子ども課担当

度以降につきましては、早めさせていただく予定です。具体的には10月1日号広報ちりゅうで周知を行い、それに伴い利用申込用紙の配布・申込受付も約2ヶ月ほど早めさせていただく予定です。早めさせていただく理由としましては、保育園の入所申込の時期と合わせ、保護者の負担軽減を図るためです。

放課後子ども教室につきましては、4月に学校から利用申込用紙を配付し、4月中旬までに提出することとなっております。放課後子ども教室の利用は年度途中の受付をしておりません。また、放課後児童クラブ（通常）を利用している児童は利用することができません。

利用の開始日につきましては、放課後児童クラブは毎年4月1日から、放課後子ども教室につきましては、毎年5月のゴールデンウィーク明け頃からとなっております。

続きまして資料2をご覧ください。

資料2は放課後児童クラブを平成29年度以降に有料化するに伴い周知をどのようにしていくかをまとめた資料になります。

初めに、児童クラブ職員への制度説明会を実施し、変更点などを中心に保護者からの質問に一定程度回答が可能なようにします。

利用者への説明につきましては、平成28年5月下旬ごろから各児童クラブへ掲示するとともに、現在の利用児童の保護者へ案内チラシを配布し、利用希望などについてアンケート調査を行います。

保育園、小学校への説明、協力依頼につきましては、平成28年5月下旬から6月頃に予定しております。保育園年長園児の保護者へ案内チラシを配布し、小学校は協力が得られる範囲で、児童の保護者へ案内チラシを配布するとともに、広報ちりゅう6月16日号に利用対象者の拡大、育成料の徴収、利用手続の変更について掲載します。

続いて、保護者への説明についてですが、こちらは平成28年6月下旬から7月上旬頃を予定させていただいております。平成29年度からの変更、特に育成料を徴収することを事前に保護者の方々へ説明する必要があることから実施を検討しているのですが、こちらの説明会の実施方法については利用されている保護者へのアンケートによりどのような方法がいいか聞いていく予定です。

子ども・子育て会議での報告につきましては、平成28年7月頃に開催を予定しており、放課後の子どもの居場所について議題としますので、その中で児童クラブの利用対象者拡大また、育成料徴収について報告させていただきたいと考えております。

最後に、利用希望者募集案内の広報ちりゅうへの掲載につきましては、10月1日号で進めさせていただきたいと考えております。

以上、簡単ではありますが、制度の概要と今後の周知スケジュールについて説明をさせていただきました。

議長（市長）

只今、事務局より「放課後児童クラブ有料化のスケジュール」と「放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の現状」について説明がありました。

議長（市長）	委員の皆さん、ご質問はありますでしょうか。
教育長	育成料の徴収や対象者の拡大などいろいろな変更点については平成27年度3月議会で可決されていますので、この場で「こうした方がいいのではないか」などの意見を言う場でないということではよかったですか。
議長（市長）	3月議会で可決をしていただいている事項ですので、有料化の是非などを話し合っていていただくというよりも現状と変わっていく点を知っていただきたい。また、この機会に放課後児童クラブと放課後子ども教室をこうした方がいいのではないかなどの意見をいただければという趣旨で議題に挙げさせていただいております。
子ども課担当	ここで、資料3の放課後児童クラブ・放課後子ども教室調整会議の内容について説明させていただきますでしょうか。
議長（市長）	よろしく申し上げます。
子ども課担当	<p>放課後児童クラブの制度変更により、少なからず放課後子ども教室に影響があらうということで5月10日に子ども課と学校教育課で調整会議を開催いたしました。</p> <p>放課後児童クラブを行うにあたって、児童の適正な育成環境ということで児童1人あたり1.65平方メートル以上のスペースが求められているのですが、残念ながら知立市では今のところ経過措置があるとはいえ、知立小学校区・来迎寺小学校区の2校区でその必要スペースが確保できていないという形となっております。</p> <p>これらを解決するため、昨年度教育委員会と話し合いをさせていただき、知立小学校区につきましては、平成29年度から知立小学校2階のプレイルームを使用して実施させていただけることになっております。</p> <p>現在は、学校の関係者・教育委員会とどのようにして学校の施設管理上の問題を解決しながら児童の安全を確保していくかということを検討している段階です。</p> <p>来迎寺小学校区については、小学校の予備教室で放課後子ども教室を実施しているのですが、児童数の増加により教室数が足りない見込みとなってきています。放課後子ども教室を学校の外で実施しないと場所の確保ができないことが平成30年度から見込まれています。併せて、児童クラブにつきましてもスペースが足りないということがありましたので、国が昨年度閣議決定しました放課後子ども総合プラン（放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的・連携して実施して教室の壁をクリアしていきたいという考え方）に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的・連携して実施していくことのできる施設を建設していこうと来迎寺小学校区については考えております。</p>

<p>子ども課担当</p>	<p>放課後児童クラブが育成料の徴収を開始することによって、今後放課後子ども教室利用者が増加することが見込まれます。その結果次のような要望が出てくるのではないかと考えられます。</p> <p>①新一年生はともかく、在校生は4月から実施してほしい。</p> <p>②夏休み期間中の実施を拡充してほしい。</p> <p>③冬休み、春休みの実施をしてほしい。</p> <p>④年度途中からの利用申込みを可能にしてほしい。</p> <p>学校教育課からは①と④はよく検討していくと回答をいただいております。</p> <p>放課後子ども教室につきましては、教育の一環ですので、②③については、放課後児童クラブを利用させていただくようにすべきと考えます。</p> <p>今後もこのような調整をしながら、放課後の子どもの総合的な向上につながるようにしていきたいと考えております。</p>
<p>議長（市長）</p>	<p>ご意見・ご質問あればお願いします。</p>
<p>太田委員</p>	<p>3つ質問があります。まず、放課後子ども教室ですが、定員はありますか。</p> <p>次に、コーディネーター1人に対して何人の児童が利用できますか。最後に支援が必要な児童も利用できるのか、その場合のコーディネーターの人数は何人ですか。</p>
<p>学校教育課担当</p>	<p>放課後子ども教室については、1年生から6年生まで希望する生徒が利用できるということで、定員は設けていません。</p> <p>コーディネーターの人数についても特に決まりはありません。また、支援の必要な児童についても受け入れております。</p>
<p>太田委員</p>	<p>現状、支援の必要な児童の利用はありますか。</p>
<p>学校教育課担当</p>	<p>希望があれば入ってきておりますが、重度の児童はいません。</p>
<p>議長（市長）</p>	<p>他にはありますか。</p>
<p>宇納委員</p>	<p>影響で書いていただいた①と④については、共働き家庭からすれば何とかならないかと思うことだと思います。市側がどういう形で市民をサポートするのかということだと思いますので、希望者の意見を尊重していただけると嬉しいです。</p>
<p>議長（市長）</p>	<p>他にはありますか。</p>
<p>太田委員</p>	<p>放課後児童クラブ有料化に伴い、放課後子ども教室に移る児童がいる可能性があると思いますが、コーディネーターの負担が増える問題についてはどのようにお考えですか。</p>

議長（市長）	適正にみていかなければならないと考えています。
太田委員	支援の必要な児童1人に1人のコーディネーターが必要な場合もあると思いますので念頭に置いておいていただければと思います。
議長（市長）	他にはありますか。
竹内委員	<p>放課後子ども教室の受付を早めて4月から開始することは可能ではないか。検討をお願いしたいと思います。</p> <p>また、放課後児童クラブの利用料についてですが、多子軽減の制度は3人目の利用料はいくらになるのか、長期利用時の多子軽減はあるのか教えていただきたい。</p>
子ども課担当	多子軽減は通年利用のみの制度となっております、2人目以降は全て通常の半額の利用料ということになります。長期利用の場合は多子軽減を設けておりません。
竹内委員	保育料だと第3子は第2子に比べて安くなると思うが、それと比べて整合性がないのでは。
子ども課担当	保育制度は国が確立したもので、第3子無料として実施していますが、放課後児童クラブの運用については各自治体に任せられています。多子軽減については、他市に先駆けて実施するものであり、今後もいろいろな話を聞きながら、また利用者の話を聞きながら検討していきたいと考えております。
教育長	<p>要望①と④については、今後担当のほうで協議しながらやれるかなと思います。</p> <p>もともと平成19年の3月30日に文科省から放課後プランを基に放課後子ども教室を作っていくましようとして投げかけがあり、知立市はいち早く手をあげ、その年の5月から実施した経緯があります。その際、あまりにも急すぎて、4月1日から実施できなかったのが、ずっと続いている形になります。</p> <p>今回②と③を含め要望点を見直すいい機会になると考えています。</p> <p>自分としては知立市の子ども達の放課後施策の方向性をこの場を出していくべきだと思います。</p> <p>知立市は他に例を見ない、7小学校に7児童クラブ、7子ども教室であり、さらに、児童クラブは全て公営です。子ども達や保護者にはかなりのサービスを提供していると思う反面、よく似た制度があるなとも思います。</p> <p>知立小学校で放課後児童クラブ・放課後子ども教室をやるというのを期に、自分としては放課後児童クラブと放課後児童教室の一体化を目指したらと思います。</p>

	<p>す。7つの小学校区を同時には難しいかもしれないが、方向性としてはやっ ていくべきだと思っています。設置根拠の法律も違うので難しいかもしれ ないが、一体化のプランを考えていくという方向でお願いしたい。</p>
竹内委員	<p>豊田市では幼稚園と保育園を一体化したこども園というものがあり ます。管轄がどこかはっきりわからないが一体化している観点から参考 になるのではないかと。</p>
議長（市長）	<p>こども園について説明をお願いします。</p>
子ども課長	<p>こども園は現在知立市になく、管轄は厚生労働省になります。 平成31年を目処に誘致したいと考えています。</p>
太田委員	<p>子ども園と幼稚園、保育園の違いを教えてください。</p>
子ども課長	<p>保育園は仕事に就いている世帯が対象で、幼稚園は就いていなく ても入所させることができ付加的な教育を受けることができます。こ ども園は保育園・幼稚園の中間的なもので、0～2歳は保育園のよ うに、3～5歳は幼稚園のようになるといえます。</p>
太田委員	<p>預かってもらえる時間はどうなりますか。</p>
子ども課長	<p>保育園は幼稚園に比べて長い時間お預かりしており、こども園も 保育園と同様ぐらいの時間を想定しております。</p>
議長（市長）	<p>放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的にしている例は ないですか。</p>
子ども課担当	<p>名古屋市のトワイライトスクール、トワイライトルームというの があるようで、実施している例がないわけではないです。いずれに しても学校の施設内で実施しているものになります。 ただ、時間が少し短いようで、児童クラブを希望する方には どうかと思います。</p>
議長（市長）	<p>名古屋市の例では一定の時間までは全児童が無料で、ある時間 を越えると有料になると聞いております。一度研究をしてみてください。</p>
子ども課担当	<p>子ども教室というものは保護者の責任の下で、放課後の場所を 提供しているものであり、コーディネーターが付きっきりで子ども の様子を見ているという認識ではない事業となります。児童クラブ につきましては、ご家庭の代わりとなるよう指導員がしっかりと 子どもさんに付くという違いがある中で、一口に一体化とい いまして、指導員をどのように配置するかということが課題にな ってくるかと。</p>

	<p>と思います。</p>
教育長	<p>そういう点も含め、考えていくべきだと思います。</p>
太田委員	<p>放課後子ども教室に愛知教育大学の学生を呼び込んで、子ども達のコミュニケーションスキル向上に役立てていくというのはどうでしょうか。</p> <p>東小学校の日本語教室にも愛知教育大学からバスで学生が来てくれていますので、活用する道はあるのではないかと思います。</p>
教育長	<p>十分検討できるかと思います。</p>
宇納委員	<p>学生の力を活用するとなると、他市にも波及してくることですので限界が出てきてしまうという問題があります。地域のシニア世代の方々にもっと学校に関わっていただくのもいいのではないかと。</p>
教育長	<p>学生も含めて、月に1・2回イベント的に呼ぶことは可能かもしれません。</p>
竹内委員	<p>放課後子ども教室でなく、普段の授業の中に地元のシニア世代に入ってもらっている学校はかなり多いと思いますので、延長線上で放課後子ども教室でも可能ではないかと思っています。</p>
議長（市長）	<p>他にはありませんか。</p>
竹内委員	<p>放課後子ども教室の受付を前倒して4月当初から実施することは可能なのですか。</p>
学校教育課担当	<p>昨年度までは4月に応募の紙を渡して、受付を学校が行っていたのですが、今年度からコーディネーターに名簿の入力など受付業務の一部をやってもらう体制に変わりましたので、年度当初からの実施も可能になってくるのではと思います。</p> <p>次回のコーディネーター会議が7月にありますので、その場で提案していきたいと思います。</p> <p>新一年生については、4月の後半から給食が始まりますので、お弁当をどうするのかという問題と、学校生活に慣れないうちから放課後子ども教室に入っていくのはどうかというところがありますので、新一年生は現状どおりの受付がいいと考えております。</p>
議長（市長）	<p>要望②と③についてはどうですか。</p>
学校教育課担当	<p>目的が「生活」と「居場所」という風に分かりますので、②と③については放</p>

	<p>課後児童クラブの利用が望ましいのではと考えます。</p>
議長（市長）	<p>放課後子ども教室にコーディネーターがきめ細やかに配置されていれば、放課後児童クラブの役割を果たすのではないですか。</p>
子ども課担当	<p>きめ細かく見ていくためには、全児童対象の場がふさわしいかどうかを見極めていく必要があると思います。国は40名に2名の指導員配置がふさわしいと示してきています。</p>
教育長	<p>平成27年度は、1,347人の児童が放課後子ども教室を利用しており、今後放課後児童クラブが有料化していくとなると更に利用者が増えると想定されます。このまま何もしていかなないと、放課後子ども教室はいままで以上にぎゅうぎゅう詰めで行っていくことになってしまいます。</p>
太田委員	<p>国土強靱化計画を国土交通省が行っており、国内で対する災害につよいものを造っていこうということで国の予算が付いていたようですが、まだ3分の2がまだ利用されていないそうです。</p> <p>放課後子ども教室の場所を災害時に非難施設などとして利用できるようすれば、施設建設費用にこの予算を充てられないでしょうか。</p>
議長（市長）	<p>それは、考えてみる必要があると思います。</p> <p>実際、放課後子ども教室の場所は手狭だと感じていますか。</p>
学校教育課担当	<p>毎日登録者全員が利用しているわけではないので、実態が掴めていないのが現状です。</p>
議長（市長）	<p>短期的には①と④を改善していくとともに、長期的には、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体化していくことで②と③も改善することができればと思います。</p> <p>他にはありませんか。</p> <p>（意見なし）</p>
議長（市長）	<p>それでは、事務局から連絡をお願いします。</p>
企画政策課長	<p>次回の総合教育会議は9月8日（木）午後1時15分から市役所3階第2・3会議室にて行いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>（終了）</p>